

7/23
土曜日

介護保険2 食費や部屋代 軽減対象者減るの?

特別養護老人ホームなど
の介護施設では、入居者は
食費や部屋代を原則すべて
自己負担している。自宅や
有料老人ホームなどで介護
サービスを受け、食費や家
賃などを払っている人との
不公平をなくすと、20
05年からこうなった。
ただ、所得が低い人に
は、食費や部屋代の一部を
補助して負担を軽くする仕
組みがある。補助は所得を
基準に3段階あり、世帯全
員の市区町村民税が非課税
の人なら、自治体に申請す

れば認められる。

例えば、特養の「ユニット型個室」の国の標準月額
(30日分)は食費が4万1
400円、部屋代が5万9
100円。課税される年金
収入と所得金額が合わせて
年間80万円以下の人の場
合、食費が1万1700
円、部屋代が2万4600
円に軽減される。

補助の対象者は13年度末
で約113万人。8月の制
度見直しで、この対象者が
絞られることになった。

特養に住所を移した人

対象になるもの
介護施設の補助 申告対象の「資産」は
で、別の世帯となつた配偶
者が市区町村民税を課税さ
れていれば対象外になる。

〈確認方法〉
預貯金 通帳の写し
有価証券、投資
信託、金銀など 口座残高
タンス預金 (現金) 自己申告
住宅ローンなど借金 貸借契約書
(申告額から差し引く) など

生命保険
自動車
腕時計・宝石など時価評価額の
把握が困難な貴金属
絵画・骨董品・家財など
不動産 厚生労働省の
資料による

などが単身で1千万円超、夫婦で2千万円超。有価証券や投資信託、タンス預金も含まれ、住宅ローンなどの借金は差し引かれる。社会保障の自己負担の補助基準に「資産」が考慮されるのは、異例のことだ。

補助を受けるには毎年8月末までに自治体に申請する必要があり、今回から資産額を証明する預貯金通帳などの写しを添付しなければならなくなつた。不正が見つかれば補助分の3倍が徴収される罰則があり、市

町村が金融機関に口座を

照会する同意書も出す。

介護施設運営者は「子ども

にも財産の話は意外としな

い。まして事業者がどうや

って知るのか」と戸惑う。

今月から受け付けを始め

た山口県下関市は昨年、2

週間で1200人超が手続

きを済ませたが、今年はま

だ600人ほど。「なぜ個

人情報を見せるのか」とい

つた苦情が相次ぐ。通帳の

写しがなく、手続きできず

に帰る人もいたといり。

一人暮らしで認知症の人

など申請が難しい人は、

また、9月以降の申請でも

がひとまず補助を決めてさ

ららない場合などは自治体

がひとまず補助を決めてさ

らないといいう通知を出した。

ケアマネジャーが助けるよ

う厚生労働省が業界団体に

申請があつた月の初日にさ

かのぼつて適用される。

（藤西晴子）